

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～職場にかかるとマンション勧誘の電話がしつこい～

＜相談内容＞

職場にマンション勧誘の電話が頻繁にかかってきて、仕事に集中できない。断ってもしつこく、迷惑だ。止めさせることはできないか。



＜アドバイス＞

職場に投資用マンションの勧誘電話が何度もかかるという相談が、30代、40代の働き盛りの男性を中心に多く寄せられます。電話に対応せざるを得ないことを悪用し、業者は何度もしつこく電話をかけてきます。

長時間に及ぶ強引な勧誘、マンション販売目的や会社名を名乗らない勧誘、うその情報に基づく勧誘、脅迫まがいの勧誘などが横行しています。

相談者には、頻繁に電話がかかり腹立たしいこととは思いますが、業者のペースに巻き込まれないよう、買う気がなければ毅然と「必要ありません」「お断りします」といってすぐに電話を切るよう助言しました。

マンション販売は「宅建業法」で規制されています。上記のような販売方法はもちろん行政処分の対象になります。悪質なケースについては、都道府県や国土交通省の所管課や警察へ連絡してください。

また、契約したものの納得いかない場合は、「宅建業法」にクーリング・オフの規定があり、一定の期間内であれば無条件解約できます。ただし、条件がありますので、詳しくは、「宅建業法」の所管課か最寄の消費生活相談窓口にお問い合わせください。

そもそも、マンションは非常に高い買い物。慎重な物件選びが必要で、電話勧誘で安易に購入するものではありません。ましてや投資対象としての購入は、最近の不動産業界の状況に言及するまでもなく、よほどの余裕資金がない限り避けられた方が賢明です。「税金対策」や「家賃収入で老後の資産」などの担当者の甘い言葉には、大きな落とし穴があると疑ってください。

生活情報ファイル

～お金を送らないで！～ エクスパックによる「振り込め詐欺」に注意！

振り込め詐欺が止まりません。警察庁によると過去最悪のペース（平成20年1月～7月だけで、約193億円！（昨年同期では約127億円））です。

相次ぐ振り込め詐欺の被害者の救済のため、本年6月には被害金返還手続きを定める「振り込め詐欺救済法」が施行され、10月の「振り込め詐欺撲滅月間」では警察や金融機関などによるATMでの巡回などの被害防止のための水際作戦が懸命に進められています。

しかし、そんな中最近目立つ手口として、「エクスパック」を悪用するものがあります。

エクスパックは郵便局やコンビニで500円で購入する専用封筒で、荷物を入れて郵便ポストに投函するものです。

振り込め詐欺グループはエクスパックに現金を入れて私書箱など宛てに送金させようとします。

特に融資保証金詐欺（「低金利で融資する」と誘い、融資保証金を名目にお金を騙し取る）や架空請求などで使われています。

エクスパックの封筒には「現金は送れない」と注意書きがされていますが、品物欄に「書類」と書かれていれば、チェックできません。

「エクスパック」を送金手段にした事例は、まず詐欺と疑ってください。

振り込め詐欺の手口を学び、日頃から騙されないよう心がけることは大切ですが、いざという時は動揺するものです。「送金」の前に周囲の人に相談を！



振込みが
ダメでも…

くらしのまめちしき

生活情報サロンに「ACAP常設展示コーナー」を開設しました！

先月、消費生活課内の「生活情報サロン」に「ACAP常設展示コーナー」をオープンしました。中国地方では初の開設です。

ACAP（（社）消費者関連専門家会議）とは、企業のお客さま相談室などの担当部門の担当者や責任者で構成されている内閣府所管の公益法人です。（ホームページURL：<http://www.acap.or.jp/>）

ACAP会員企業の資料は、製品（商品）やサービスの提供者だから伝えられる情報で、公的機関の刊行物だけでは得られないものです。

（例 水まわりのお手入れ、家電製品 Q&A、旅行契約の心得

ケータイマナーの本、お洗濯の本、飲み物 Q&A、植物油の本 etc…）

学校や地域、家庭などでの消費者教育に役に立つ資料を豊富に揃えています。一度、来所いただき、手にとって確かめてみてください。

県（消費生活課）のホームページでどんな資料があるか見ることができます。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1222324296255/index.html>



お知らせ

平成20年度 多重債務者無料相談会

社会問題化している多重債務問題に対応するため、弁護士や司法書士による債務整理等の無料相談会を開催します。

◎電話相談 11/28（金）、29（土） 10時から16時
TEL：082-511-3556 又は 082-511-3557（当日限り）

◎面接相談 県内6ヶ所で実施します。
（先着順（定員あり）*前日までに要予約）

相談会場	相談日	予約
広島弁護士会館 （広島市中区上八丁堀 2-66）	11/28（金） 10時～16時	広島県消費生活課 TEL：082-513-2730
	11/29（土） 10時～16時	
呉市つばき会館 （呉市中央 6-2-9）	11/29（土） 10時～16時	呉市市民課 TEL：0823-25-3222
尾道市総合福祉センター （尾道市門田町 22-5）	11/29（土） 10時～16時	尾道市商工課 TEL：0848-25-7182
福山市消費生活センター （福山市東桜町 3-5）	11/28（金） 10時～16時	福山市消費生活センター TEL：084-928-1188
三次市保健福祉センター （三次市十日市町 3-14-1）	11/30（日） 10時～16時	三次市 ひとつくり課 TEL：0824-62-6222
東広島市役所 （東広島市西条栄町 8-29）	11/29（土） 10時～16時	東広島市 市民生活課 TEL：082-420-0924

消費者のつどい2008

とき：11月26日（水）
13:30～16:00
ところ：鯉城会館（入場無料）
5F サファイア

（広島市中区大手町 1-5-3）

消費者団体による活動報告

- 広島県消費者団体連絡協議会
「環境と食の安全について」の意識調査
- 広島県生活協同組合連合会
「ちいさなエコ」実践しています
- 広島県環境県民局環境部環境政策課
エコカレンダーの説明

講演 「食の安全情報を読み解く」

講師：松永和紀（まつなが わき）氏

参加申込：電話でお申し込みください。
申込・問合せ先：広島県 消費生活課
TEL：082（513）2730
定員：200人（申込順）
主催：
広島県・広島県消費者団体連絡協議会

発行：広島県生活センター（環境県民局 総務管理部 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2731

●●市（町）消費生活センター（受信先で自由に変えていただいても構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）しても使用できます。